

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
山三石油運輸株式会社	代表取締役社長	米花立美	愛知県	運輸業, 郵便業	http://www.yamasan-sekiyuunyu.co.jp

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2020年2月5日
-------	-----------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ⑪	高速道路の利用	物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
3	B ①	運送契約の書面化の推進	書面による運送契約の締結を推進します。
4	B ④	下請取引の適正化	運送契約の相手方の物流事業者に対し下請けに出す場合、契約の書面化、適正な運賃・料金、燃料サーチャージについて適正に対応するよう努めます。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生のおそれがある場合は、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
7	F ①	新任乗務員の安全教育	新任乗務員には、国交省告示1366号に基づき、座学及び実車教育に2ヶ月以上の十分な教育時間で、運行の安全と輸送品質の向上に努めます。

PR欄	当社は、石油製品専門の輸送会社として昭和37年の設立以来、地域社会の皆様の温かいご支援のもと、『安全と信頼』をモットーに今日まで歩み続けてまいりました。常に優秀な乗務員と最新の車両を備え安全かつ安定供給でお客様の快適な生活を支えてまいりました。これからも、さらに環境にも配慮し、お客様のニーズにお応えしながら、エネルギー物流を支え地域社会に貢献してまいります。
-----	--